

関連資料

目次

- 1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則改正の概要
- 2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（令和6年4月1日施行予定）第38条抜粋
- 3 産業廃棄物処分費用後納承認申請書

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則改正の概要

1 趣旨

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下、規則という。）は、横浜市内で廃棄物を取り扱う際に必要な手続き等を定めているものです。

今般、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下、条例という。）の一部改正に伴い、産業廃棄物が横浜市の処理施設へ搬入された際に情報処理センターに報告する事項を規則で定めます。併せて産業廃棄物の横浜市の処理施設への搬入手続に係る様式を整理します。

2 改正の概要

(1) 情報処理センターに報告する事項

条例第 38 条第 4 項における、市長が規則で定めるところにより報告すべき事項について、規則第 20 条第 3 項を改正して定めます。

(2) 様式の整理

規則第 18 条で定める第 13 号様式と第 15 号様式は、横浜市の処理施設に産業廃棄物を搬入する際の処分費用を現金で支払う場合と後納で支払う場合にそれぞれ提出することとなっています。後納で支払う場合は、第 15 号様式に加えて別添の産業廃棄物処分費用後納承認申請書（以下、「後納申請書」という。）を提出する必要があります。後納申請書の有無により支払方法の確認ができ、第 13 号様式と第 15 号様式を使い分けずに手続きが可能であることから、手続きの簡便化のため、規則第 18 条を改正し、第 15 号様式を第 13 号様式に統合します。それに伴い、後納承認の審査に係る日数の確保のため、届出日を市長が定める日までに変更します。

3 その他

- (1) 具体的な改正案は、別添改正案及び新旧対照表を御参照ください。
- (2) この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（令和6年4月1日施行予定）

第38条抜粋

第38条（略）

2（略）

3（略）

4 市長は、第1項に規定する事業者が搬入する産業廃棄物の種類、数量その他の事項を情報処理センターに登録した場合において、当該産業廃棄物の処分が終了した旨の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

